

令和元年度第9回 鹿島区地域協議会 会議録

＜地域協議会の日時・場所＞

1日 時：令和元年11月28日（木）

午後1時30分～午後4時40分

2場 所：鹿島区役所 2階大会議室

【会議録】

1 開会

○事務局

地域協議会成立要件の確認

委員数15名

【出席委員数】 11名

遠藤賢明、加藤栄伸、荒美代子、佐藤知子、西内千恵子、小倉聰美、
森和浩、星ちづ子、太田睦美、濱名美代子、西みよ子

【欠席委員】 4名

松野豊喜、大内彰、江袋大輔、櫻井義晴、

上記のとおり、委員の過半数の出席のため成立していることを確認します。

2 会長あいさつ

遠藤会長よりあいさつ

3 区役所長あいさつ

4 会議録署名人の指名

遠藤会長が会議録署名人に森和浩委員と濱名美代子委員を指名。

5 議事

(1) 質問事項

①南相馬市産業創造センター施設設置について

○遠藤会長

はい。それでは、これより議事に入ります。まず(1)質問事項に入ります。①南相馬市産業創造センター施設設置について、担当より説明を求めます。よろしくお願ひいたします。

○鹿島区地域振興課長

今回は「南相馬市産業創造センター施設設置について」と「南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに鹿島デイサービスセンター設置条例を廃止することについて」の2件の質問事項がございます。まずは南相馬市産業創造センター施設設置について、濱名区役所長より地域協議会長へ質問いたします。

(濱名区役所長より地域協議会長へ質問書を読み上げ、渡す)

○遠藤会長

質問のありました件について担当より説明をお願いします。

○商工労政課長

(担当課より資料に基づき説明)

○遠藤会長

はい、ありがとうございました。では、ただいま、担当より説明をいただきました。ご質問あるいは少し流れが速くて、ちょっと理解できない場所があるかと思います。どうぞご質問等、挙手をした上でご発言をお願いしたいと思います。

ご質問等ございませんでしょうか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

それでは、発言がないようですので、答申のまとめに入ってもよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

では、答申のまとめに入らせていただきます。

今、仮称南相馬市産業創造センター施設設置（案）についての答申を皆様方にお渡ししております。どうぞご確認よろしくお願ひします。

はい。太田委員。

○太田委員

基本的なことですが、答申の名称として「施設の設置について」ということですが、施設としてはもう工事は始まっているんですよね。設置するというのを予算ということでは決まっているんですよね。答申の件名についての細かいところですが、例えば「設置条例」はこれでよろしいでしょうかという質問ではないのでしょうか。いつもは設置条例についてという件名だと思うのですが、設置条例（案）という件名ではないですか。

○商工労政課長

はい。今お話をいただきましたように基本的に例えば「制定について」ということになれば「設置条例について」というのが確かに正しい内容と思っております。ただ今回施設自体の設置についての内容をまだ地域協議会さんにお説明を申し上げてなかったので、まずは設置についてお説明させていただきまして、こちらのほうの案的には今お話をありましたように設置条例の条例についてが正しいと思っております。

○遠藤会長

はい。自治振興係長。

○鹿島区地域振興課自治振興係長

今ほどのご質問と商工労政課長からのお回答の部分で、事務局としましては、今回、地域協議会に質問する案件として施設の設置に関する部分の質問になってございます。ということでタイトルとしては、施設設置についてということで質問かけさせていただきました。その上で実際今回については、条例制定も含めての施設設置ということですので、この施設設置について質問して、答申をいただければ、必然的に条例制定の部分の答申という形で整理させていただいて、今回一度で、このタイトルでいったん質問させていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。内容的には条例案が主ということでお願いしたいということです。

○遠藤会長

太田委員、よろしいでしょうか。

他に何か質問ありますか。はい、西委員。

○西委員

起業することについて大変興味がありまして、この資料をよく読ませていただいたのですが、これは、テストフィールド、つまり外部の皆さんに対する支援というふうに今の説明では受け取れました。ですが、南相馬市のある団体が起業することをだめだとは言わないでしょうが、特別支援策などは、地方公共団体、その場合は減免とか免除とか書いてございましたが、そういうのは、これには含まれていないということでおろしかったですよね。

○遠藤会長

はい。商工労政課長。

○商工労政課長

まず、こちらの条例という部分で、このセンターについての支援ですが、対象者につきましては、あくまでも市内、市外問わずという形で、市内の方でも新たにこういった新産業に取り組んでみたいと事業案を組まれて応募していただくことについては全然問題ないと考えております。ですので、それでもし該当となれば、こちらの貸事務所なり工場なりを使いながら、指定管理者から支援ですとか市からの支援、そういったものについて該当となります。また減免規定でございますが、こちらにつきましては、想定したのが会議室でございます。こちらの会議室を利用するにあたって、減免という形で考えておりまして、確かにこの地方公共団体ですとかそういった産業創造センターの目的に寄与するということが合致するのであれば減免という形になりますので、ですから民間の方であっても、このセンターの目的に寄与すると市長が認めればということで減免規定には十分該当していくと考えているところでございます。以上です。

○遠藤会長

西委員、よろしいですか。

○西委員

I S O の取得とか、そういったものも該当になってきますか。

○遠藤会長

はい、商工労政課長。

○商工労政課長

国際基準の資格取得の支援につきましては、現在商工労政課で支援策がございます。ですので、その部分につきましては、十分今でもご利用いただけるようになっておりますので、何か困ったこととかあれば、いつでも私たちのほうにお声がけいただければ、ご相談にのらせていただきたいと思います。以上です。

○遠藤会長

西委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

ではないようですので、この原案どおり妥当と判断することにご異議ありませんか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

では異議なしということでこの原案で答申申し上げます。

(地域協議会長より濱名区役所長へ答申書を読み上げ、渡す)

②南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに鹿島デイサービスセンター設置条例を廃止することについて

○遠藤会長

では引き続き諮問事項の②南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに鹿島デイサービスセンター設置条例を廃止することについて、担当より説明を求めます。よろしくお願ひします。

○鹿島区地域振興課長

はい。②「南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに鹿島デイサービスセンター設置条例を廃止することについて」濱名区役所長より地域協議会長へ諮問いたします。

(濱名区役所長より地域協議会長へ諮問書を読み上げ、渡す)

○遠藤会長

それでは、ただいま諮問のありました件について担当より説明を求めます。

○鹿島区市民総合サービス課福祉担当係長

(担当課より資料に基づき説明)

○遠藤会長

ただいま担当より説明をいただきました。ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問ございませんでしょうか。

ありませんでしょうか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

では、発言がないようですので、答申のまとめに入ります。では原案どおり妥当と判断することにご異議ございませんでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

はい、ではこれより原案をお配りします。一度ご一読いただいてご質問あればおっしゃっていただければと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

ではこれより答申を行います。

(地域協議会長より濱名区役所長へ答申書を読み上げ、渡す)

(2) 報告事項

①自治振興基金の取り崩しについて

○遠藤会長

それでは(2)報告事項に入ります。まず①自治振興基金の取り崩しについて担当より説明をお願いします。

○観光交流課長

(担当課より資料に基づき説明)

○遠藤会長

ただいま担当より説明をちょうだいしました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。はい。太田委員。

○太田委員

自治振興基金を崩して、例えば海資源の活用の推進の事業に充てるということだと思うんですけども、もう少し丁寧なご説明お願いしたいといいますか、もともと自治振興基金というのは積み立て、合併するときの積み立てなわけですよね。それはこういう目的で積み立てをしていました、いわゆる元金ですよね。ところが一般の予算では、対応できないというかお金がないので、基金を取り崩してこういう事業を特にやりたい。そういうことなんですよ。そこら辺の経過をもう少し丁寧にご説明いただけだとありがたいです。

○遠藤会長

はい、観光交流課課長。

○観光交流課長

大変申しわけございませんでした。ただいまお質しのありましたとおり、確かに予算がかなり厳しいということで、区の特色ある事業、これは該当するので、基金を充ててはどうかという財政課からの指導もございました。その結果、基金担当課のコミュニティー推進課と協議いたしましてこれは確かに特色あるものに該当しますという話をいただいたものですから、地域協議会に改めて諮りまして、答申をいただいたところでございます。失礼いたしました。

○太田委員

基金というのは、そもそもその地域の特色ある事業をやるためにだけ基金の利息かなんかを使ってやってきましょうということなんですね。そもそもそこがわからなかつた。

○遠藤会長

観光交流課長。

○観光交流課長

はい、資料の3・1の裏側をごらんいただきたいと思います。基金条例第6条の該当項目ということで記載してございます。まず使える事業につきましては、ここに書いてあります3点の事業になります。また、先ほどの基金の運用でございましたが、確かに基金の利子を充ててそちらを活用するとなつたということで運営しているところでございます。ただ実際のところ震災以降、原町区におきましては、基金の充当が、私の記憶ですけども行われてなかつたというのが現状でございます。それ以前につきましては、今回と同様に特色ある事業ということで、さまざまな事業に基金を充てた経過がございます。それを再度予算の編成上の都合もあったと思いますけれども、基金を活用するという結論に至りまして、今回、活用するものでございます。以上です。

○遠藤会長

太田委員。よろしいですか。

ほかにご質問等ありますでしょうか。

ありませんか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

では、発言がないようですので、本案件に関しましてご異議がないものと決定してよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

はい。ご異議ないものと認めます。

②相馬地方都市計画用途地域の変更（鹿島区の用途地域の見直し）について

○遠藤会長

では次に、②相馬地方都市計画用途地域の変更（鹿島区の用途地域の見直し）について担当より説明をお願いします。

○相良都市計画課都市計画係長

(担当課より資料に基づき説明)

○遠藤会長

ただいま担当より説明をいただきました。ご意見、ご質問等ございました

ら挙手の上、ご発言をお願いいたします。はい。太田委員。

○太田委員

現在、小規模な店舗であれば、設置可能なんですね。今回見直しをする理由が商業施設といいますか、買い物サービスが不足だからだと。大きな店を誘致したいということなんだと思うんですけど、具体的なお店は想定されてるんですか。

○遠藤会長

都市計画課長。

○都市計画課長

商業施設については予定はございません。ダイユーエイトとかありますので、それ以外の下に書いてあります遊戯施設ということで、先ほど区役所長からもありました鹿島区のトレーニングセンター等々そういう形の遊戯施設であったり、若干の商業スペースであったりが誘致される場所の提供となることを期待しているということでございます。ですから、特定の大型商店を誘致することは考えておりません。以上です。

○遠藤会長

太田委員。よろしいですか。

はい、森委員。

○森委員

新旧対照図の中に、新の方のこの赤線は道路の計画なんですか。この道路の整備計画は、いつごろからとなっているのでしょうか。

○遠藤会長

都市計画課長。

○都市計画課長

ここに記載の下の太い部分は、都市計画道路、岩妻茂手線ということになっております。これにつきましては、鹿島町時代から決定された道路で住民からの要望も強い道路となっておりまして、今回の台風 19 号についてもアンダーなので冠水して、いち早い開通を望まれている道路でございます。ただいまのところ、事業主管課は土木課になるかと思うんですけど、まずはその

財源の確保をどういう形でいくかということで、今、議会答弁でもしてるとおり、一步は進んだ、今、いつまでというお約束はできませんけども、それに向けて、始動はしてるということで、この場は、これくらいの答えしかできませんが、よろしくお願ひします。

○遠藤会長

森委員。

○森委員

はい、ありがとうございました。

○遠藤会長

他にございますか。小倉委員。

○小倉委員

10月15日の住民説明会には何名ぐらいの方が参加されてますか。

○都市計画課長

住民説明会の参加者は4名です。

○遠藤会長

はい。小倉委員。

○小倉委員

この4名は、当該地域にお住まいの一般の方ですか。それとも例えば行政区長さんであるとか、そういう代表の方のみですか。

○遠藤会長

都市計画課長。

○都市計画課長

はい、一般の市民の方です。

○遠藤会長

小倉委員。

○小倉委員

それで現在居住されてる方への説明は十分なんですか。

○都市計画課長

説明会については、広報紙、ホームページ等で参加を呼びかけまして、そこで開催したわけです。個別な電話とかはしていませんけども、結果的にその人数が集まったということでございます。あとここにも記載しておりますように縦覧での意見公募も約1カ月ほど行っていますので、行政のやり方はそうなのかなって言われると、なかなか全体に届いてないんじゃないかなというご質問だと思いますけども、1軒1軒回って説明するということではなくて、それをもって、公共に供した中でご理解をいただけるという形で判断しているところでございます。

○小倉委員

わかりました。ありがとうございました。

○遠藤会長

他ございませんでしょうか。はい、西内委員。

○西内委員

ここはパチンコ店等も作ることができる区域なんですか。遊戯施設というので。

○遠藤会長

はい。都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長

遊戯施設は全部対象とはなりませんので、パチンコ屋については建築不可になります。建築はできないエリアです。

○遠藤会長

他に質問はございませんでしょうか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

では、発言がないようですので、本案件に関しましてご異議ないものと決

定してよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

はい。ご異議ないものと認めます。

③自治振興基金の取り崩しについて

○遠藤会長

では次に③自治振興基金の取り崩しについて担当より説明をお願いします。

○都市計画課長

○都市計画課街路公園係長

(担当課より資料に基づき説明)

○遠藤会長

はい、ただいま担当より説明をいただきました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。はい。西内委員。

○西内委員

これすべて原町区の事業なんですかね。鹿島区は全然ないのですか。全然うたってないところを見るとないんですよね。

○都市計画課長

これにつきましては、原町区の自治振興基金の取り崩しのご説明になります。ですからこれは原町区の、先ほど申し上げましたけど、地域協議会の中で、諮問・答申を受けた事業を地域協議会の、今日は報告事項なので、その報告をしてる次第でございます。

○西内委員

原町のですね。

○都市計画課長

鹿島区はないかといいますと、鹿島区はこういう事業はやってないです。鹿島区の場合は、県道敷、あと河川敷の方で、河川敷の方は土木課から球根を支給して老人会での植栽をやっていますが、県道全体での事業については、

資料のとおり平成15年から原町区の事業が続いているということなんです。鹿島区でこういう事業が立ち上がれば、今あつたご質問については鹿島区ではないですという答えしかできないです。

○西内委員

すいません、勉強不足でした。

○遠藤会長

よろしいでしょうか。こちらで諮問されて答申した事業は、報告事項で、他区の地域協議会報告されるのと同じで、今般は他区の地域協議会で決まったものをこちらで報告していただいているということになっておりますので、ご了解いただければと思います。他にありますでしょうか。

ございませんか。

(特段意見が無い模様)

○遠藤会長

では、発言ないようですので、本案件に関しましては、ご異議がないものと決定してよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

○遠藤会長

ご異議ないものと認めます。

(3) その他

①次回開催日程について

○遠藤会長

それでは次に進みます。(3) その他①次回開催日程について担当に説明を求めます。

○鹿島区地域振興課自治振興係長

(2月13日木曜日、午後1時30分から区役所2階大会議室で行う旨提案し、了承される)

②その他

○遠藤会長

それでは②その他について担当より説明をお願いします。

○鹿島区地域振興課自治振興係長

(地域協議会だよりの発行について、遠藤会長・荒委員・小倉委員・森委員に担当してもらうことを提案し、了承される。)

○遠藤会長

ほかに何かありますでしょうか。その他ございませんでしょうか。ではないようですので、これをもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。まことにご苦労さまでございました。

○鹿島区地域振興課長

皆さん大変お疲れ様でした。これをもちまして、第9回鹿島区地域協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上のとおり相違ありません。

会長

遠藤 賢明

会議録署名人

森 和浩

会議録署名人

瀬川美代子